

バーゼル条約第 8 回締約国会議 船舶解撤の環境上適切な管理に関する決議（仮訳）

締約国会議は、

決議VII/26 を想起し、

近い将来に解撤される船腹量の予測から、国際社会による適切な行動が求められること、国際海事機関が、船舶解撤問題に対する効率的かつ効果的な解決策を確保するとともに、国際労働機関、国際海事機関およびバーゼル条約の機関間の協力の必要性を認識し、世界的に適用される安全かつ環境上適切な船舶のリサイクルのための法的拘束力のある規則（以下「シップリサイクル条約案」という）の策定を行っていること、ならびに同じ目的を有する法規制の重複は避けるべきであることに留意し、

1. 2008 から 2009 年の間での採択が意図されているシップリサイクル条約案の策定に係る国際海事機関における進捗を歓迎し、
2. 国際海事機関に対し、同じ目的を有する法規制の重複は避けるべきであることに留意しつつ、同機関により採択されるシップリサイクル条約案により、バーゼル条約の下で確立されるのと同等の管理レベルが確立されることを確保するよう要請し、
3. 国際海事機関に対し、船舶の安全性および運航効率性を損なうことなく、船舶の建造と保船における有害物質と、より有害でない物質、また、可能であれば無害の物質との代替を促進するよう奨励し、
4. 国際海事機関に対し、船舶解撤に係る事項における、特に有害廃棄物およびその他の廃棄物の環境上適切な管理と処理に関するバーゼル条約の役割、能力および専門知識を十分考慮するよう要請し、
5. 国際海事機関に対し、船主、シップリサイクル施設、旗国およびシップリサイクル国を含むシップリサイクルにおける全ての関係者の明確な責任を、それら関係者の現在の能力、共通であるものの差別化された責任、ならびに各国の管轄権を考慮しつつ、具体化することを引き続き検討するよう要請し、
6. 締約国に対し、国内における国際海事機関とバーゼル条約の代表間の調整を行い、シップリサイクル条約の審議に積極的に参加するよう要請し、
7. 将来のシップリサイクル条約案が、労働者と環境を有害廃棄物と安全でない労働慣習から守る方法で使用期間を終えた船舶が解撤される状況を作り出すべきであると信じ、
8. 安全かつ環境上適切な船舶解撤のための適切な基準が可能な限り早い機会に適用されるべきであることに重きを置き、
9. 船舶解撤の安全かつ環境上適切な管理が、引き続き締約国の優先事項であることを強調し、
10. 適切ならば船舶解撤に係る事項、特に新たなシップリサイクル条約案の策定に係る事項の検討における国際労働機関、国際海事機関およびバーゼル条約間の継続した協力の重要性を明示し、

11. 船主および他の関係者に対し、使用期間を終えた船舶が環境上適切な方法で解撤されるのを確保するためのあらゆる実行可能な措置を講じることを求め、
12. 締約国に対し、以下を含むシップリサイクル条約とバーゼル条約の下での役割と責任のような事項についてコメントを事務局まで提出するよう要請し、
  - (a) バーゼル条約により確立された管理と強制のレベルの評価、
  - (b) シップリサイクル条約案により定められる管理と強制のレベルの評価と (a) との比較、
  - (c) 効果的な短期的および中期的方策の可能性の探求と検討、ならびに公開作業部会に対しこれらの事項を取り扱うことを要請すること、
13. 事務局に対し、公開作業部会の報告を国際海事機関に送付することを要請し、
14. 事務局に対し、シップリサイクル条約案の策定作業をフォローし、その後の公開作業部会および第 9 回締約国会議に報告することを要請し、
15. 事務局に対し、船舶解撤の環境上適切な管理を促進する短期的および長期的な方策の必要性に留意し、本件に係る国際労働機関と国際海事機関が実施している作業を補足する観点から、必要な資源の利用可能性を条件として、船舶の全部および部分解撤の環境上適切な管理のための技術ガイドラインの適用を促進する活動を継続することを要請し、
16. 事務局に対し、船舶の全部および部分解撤の環境上適切な管理のための技術ガイドラインの適用を促進するために行う活動について、公開作業部会および第 9 回締約国会議に報告することを要請し、
17. 全ての締約国および以下を実施する立場にある他の関係者に対し、船舶の全部および一部解撤の環境上適切な管理のための技術ガイドラインの適用を促進する活動を実施するための財政上または同様の貢献をするよう求め、
18. 締約国および他の関係者に対し、シップリサイクルの環境上適切な管理、事前洗浄および浄化に関する実用的な情報と文書を含め、関係者が船舶解撤の人の健康と環境への潜在的に有害な影響を短期的および中期的に取り扱う方策を策定するのに役立つ可能性のある関連情報を事務局に提出することを要請するとともに、事務局に提出された情報をバーゼル条約事務局のウェブサイトで見ることができるようにすることを要請する。

以上